

桃井第四小学校 P T A 規約

第1章 名称及び目的

第1条 本会は杉並区立桃井第四小学校PTAといい、事務所を桃井第四小学校内におく。

第2条 本会は学校、家庭、社会が協力して民主的教育を推進し、児童の福祉を図る事を目的とする。

第2章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体で次の方針に従って行動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
2. 他の団体や機関の支配、干渉を受けない。
3. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするようなことはしない。
4. 本会は学校の管理や人事に干渉しない。

第3章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の部において事業を行う。

1. 学級部
 - (1)各学級（学年）の活動に関する事項。
 - (2)活動を推進するために係をおくことができる。
2. 広報部
学校と家庭の情報共有に資する広報活動に関する事項。
3. 校外生活部
 - (1)児童の福祉、安全に関する協力と指導。
 - (2)各地区班会員と協力して活動を推進する。
4. 年間行事部
 - (1)学校行事等のサポーター管理などに関する事項。
 - (2)ベルマーク活動に関する事項。

ただし、上記以外で必要と認められる事項については、運営委員会にはかかって行うことができる。

第4章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員
桃井第四小学校児童の保護者及び教職員

2. 特別会員

かつて正会員であり、本会に功労のあった者で運営委員会の推薦する者

第5章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上4名以内（保護者2名以上3名以内・副校長）
3. 書記 3名（保護者2・教職員1）
4. 庶務 3名（保護者2・教職員1）
5. 会計 3名（保護者2・教職員1）

第7条 役員任期は1ヵ年とし再選を妨げない。

ただし、特段の事由がない限り、2年を超えて引き続き同一職務に就任することはできない。

年度途中で役員欠員が生じた場合、補充された者の任期は残任期間とする。

第8条 役員は別に定める細則によって選出する。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の不在時はその職務を代行する。
3. 書記は各種会議の通知・記録及び一般会務を処理する。
4. 会計は本会の経理をつかさどる。
5. 庶務は本会の庶務をつかさどる。

第10条 校長は各種会議に随時出席して意見を述べることができる。

第11条 本会に顧問若干名をおくことができる。会長は必要に応じ運営委員会にはかり総会においてこれを委嘱する。

第6章 委員

第12条 委員は次の方法で定める。

1. 各部は以下の人数を選出する。
 - (1)学級部 学級ごとに2名の委員を選出する。学年ごとに学年代表を選出する。
 - (2)広報部 正会員から8～10名の委員を選出する。

(3) 校外生活部 正会員から3～5名の委員を選出する。

(4) 年間行事部 正会員から6名の委員を選出する。

教職員は各部に1名ずつ所属する。(選任部属は学校側に一任する)

年度途中で委員を補充することができる。補充された者の任期は残任期限とする。

2. 各部は部長・副部長をおく。

(1) 学級部、校外生活部 部長1 (保護者) 副部長3 (保護者2、教職員1)

(2) 広報部、年間行事部 部長1 (保護者) 副部長2 (保護者1、教職員1)

第13条 役員・委員選出準備委員会は正会員(役員、監査を除く)から3名の委員によって構成される。

第7章 会議

第14条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会は正会員で構成され、この会の最高決議機関である。
2. 定期総会は毎年度始めに開き次の事項を行う。
 - (1) 新年度役員の決定
 - (2) 新年度予算及び事業計画案の審議と承認
 - (3) 前年度決算及び事業報告の承認
 - (4) 規約改正
 - (5) その他重要な案件の審議
3. 総会の定足数は会員数の5分の1とする。総会に出席できないときは委任することができる。
4. 臨時総会は会長または運営委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集する。
5. 総会の議事は出席者の過半数で決する。ただし規約改正は3分の2以上の賛成がなければならない。

第15条 運営委員会は役員、各部・委員会正副及び委員、学級委員をもって構成し、本会の運営及び活動について協議し、必要事項を審議決定する。

1. 予算案、事業計画案その他総会に提出する議案の作成
2. 各部が作成した事業の実施計画案ならびに報告・審議・承認
3. 予備支出の決定

4. 特別委員会の設置

5. その他必要な事項

第 16 条 運営委員会は原則毎月 1 回定例日を決めて開く他、会長が必要と認めたとき又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開く。

第 17 条 役員会は会長、副会長、書記、庶務、会計、学校長をもって構成し、本会の運営及び活動について協議し諸会の調整円滑を期すると共に必要事項を処理する。役員会は会長が必要と認めたときこれを開く。

第 18 条 各部は必要な事項を処理するため、それぞれ部会を開いてその事業の計画の遂行実施にあたる。

第 8 章 会計

第 19 条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

第 20 条 会費の額は運営委員会で審議し総会の承認を受ける。

会費は事情により減免することができる。

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会計監査

第 22 条 本会に会計監査 2 名（保護者）をおく。

第 23 条 本会の決算は会計監査を経て、総会において報告し承認を受けなければならない。

第 24 条 会計監査は年度ごとに最低 1 回、本会の会計を監査する。

第 25 条 会計監査は、役員経験者等が担当する。

第 26 条 会計監査は独立性の観点から他からの制約を受けることなく、公正性を重んじ普遍かつ客観的に実施する。

第 10 章 附則

第 27 条 本会は次の簿冊を備える。

1. 会員名簿
2. 記録簿
3. 会計簿
4. 証憑書類
5. 備品台帳

第 28 条 本規約の執行に関して必要な細則は運営委員会において別に定める。

第 29 条 本規約は昭和 46 年 2 月 9 日より施行する。

P T A 運営細則

第 1 章 役員候補選出に関する細則

第 1 条 役員候補の選出について

役員・委員選出準備委員会の運営は次の通りとする。

1. 本委員会は会員の互選により委員長（保護者）を選出し、委員長は必要に応じてこれを招集しその運営にあたる。また、副委員長を 2 名まで置くことができる。
2. 本委員会は毎年度始めまでに発足する。役員候補は年度末までに内定し総会で決定する。
3. 候補者の選出にあたっては、以下のように定める。
 - (1) 役員候補は、学年ごとに選出数の著しい偏りがないことが望ましい。
 - (2) 現役員の任期にある者については候補となることができる。
 - (3) 運営委員会においても若干名の候補を推挙することができる。
 - (4) 教員側からの役員候補については学校側に一任する。
 - (5) 役員・委員選出準備委員会は役員になることはできない。
4. 本委員会により選出された役員候補の互選については、現役員が協力する。
5. 年度の途中で役員及びその内定者に欠員があった場合、役員会にて推薦し運営委員会で承認を得て補充する。

第 2 条 役員内定者の任務について

役員に内定した者は、必要に応じて現役員の任務を代行または補佐することができる。

第 2 章 顧問、委員及び組織に関する細則

第 3 条 顧問委嘱について

1. 運営委員会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。
2. 顧問の任期は原則として 1 年とする。

第 4 条 特別委員に関する細則

1. 運営委員会が必要と認めた場合には、特別の委員を置くことができる。
2. 当該特別委員は役員会（総務）に所属するものとし、任期は、運営委員会の定める期間とする。

第 5 条 安全ネットワークの設置

1. 犯罪及び災害等による緊急時に児童の安全を確保するため、学校と協議のうえ対応策を決定し、各家庭へ迅速に発信する機関として「安全ネットワーク」を設置する。
2. 安全ネットワークは、総務部、学級部・校外生活部・年間行事部の正副部長で構成する。

第 3 章 慶弔規定

第 6 条 慶弔基準

1. 児童死亡弔慰金 5,000円
2. 父母死亡弔慰金 5,000円
3. 教職員及び主事死亡役員会により決定
教職員及び主事家族死亡配偶者、一親等は弔慰金 5,000円
4. 慶に関するものは、教職員及び主事の結婚祝として 5,000円
5. その他必要と認めた場合は、役員会にはかって処理し運営委員会に報告する。

第 4 章 補則

第 7 条 本細則の改廃は、運営委員会にて行い、総会に報告するものとする。

附則

1. 平成 13 年 7 月 12 日 改正
2. 平成 13 年 11 月 16 日 改正
3. 平成 13 年 12 月 13 日 改正
4. 平成 14 年 3 月 8 日 改正
5. 平成 23 年 2 月 23 日 改正
6. 平成 25 年 2 月 13 日 改正
7. 平成 28 年 10 月 3 日 改正
8. 平成 29 年 5 月 12 日 改正
9. 平成 30 年 9 月 7 日 改正

P T A 内規

1. 記念品等の贈呈

(1) 転退職の教職員及び主事には、記念品等を贈呈する。

(2) 本会に特に功労のあった会員及び元会員に対し、運営委員会にはかつて記念品等を贈呈することができる。

2. 本内規は、運営委員会において定める。

以上